

家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱

〔平成20年3月31日付〕

〔19農畜機第4919号〕

一部改正 平成20年12月1日付20農畜機第3471号

一部改正 平成21年4月1日付20農畜機第5066号

一部改正 平成22年4月23日付21農畜機第5365号

畜産環境対策については、家畜排せつ物処理施設の整備等を実施してきた結果、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）第3条に基づく管理基準の対象農家のうち、99.9%が対応済となるなど、一定の成果を得てきている。

また、今後は、家畜排せつ物の利用推進を図るとともに、バイオマスの利用促進を図るため、家畜排せつ物の高度利用等を推進していくことが重要であることから、平成19年3月に「家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針」が見直されたところであり、また、同年12月には有機農業の推進に関する法律（平成18年法律第112号）が施行され、有機農業の推進に関する施策を総合的に講じていくといった観点から、耕種農家におけるたい肥等の利用促進が求められているところである。

このような中、畜産環境対策については、経営状況を問わず、今後とも持続的に実施していく必要があり、地域における総合的な指導と専門的知識を有する指導者の育成等が重要である。

このため、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、先進的なたい肥の利活用の取組を全国的に拡大実施するための支援や地域における畜産環境対策等への指導体制強化、指導者の育成等を実施する事業に対し、独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）第10条第2号の規定に基づき補助することとし、もって環境と調和した畜産業の確立に寄与するとともに、地球環境や自然環境の保全に資するものとする。

この補助金の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び「畜産業振興事業の実施について」（平成15年10月1日付け15農畜機第48号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、第2の1の(1)のアからウの事業にあつては農業協同組合、農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農業生産法人をいう。)又は独立行政法人農畜産業振興機構理事長(以下「理事長」という。)が特に認める団体(以下「団体等」という。)とし、第2の1の(1)のエ及び(2)の事業にあつては平成20年度畜産業振興事業に係る公募要領(平成20年2月22日付19農畜機第4403号)に基づき定めた者(以下「20年度団体」という。)とし、第2の2の事業にあつては、平成22年度畜産業振興事業等に係る公募要領(平成22年2月24日付21農畜機第4759号、以下「公募要領」という。)に基づき定めた者(以下「公募団体」という。)とする。

第2 事業の内容

この事業の内容は、以下のとおりとする。

1 家畜排せつ物利用拡大支援事業

(1) 家畜排せつ物高度利用等確立事業

ア 家畜排せつ物高度利用等普及地区整備

団体等は、家畜排せつ物たい肥や家畜排せつ物の高度利用により発生する副産物等及び家畜排せつ物たい肥の利用の推進に向けた先進的な取組を行う地区整備のために必要な施設等の整備を行うものとする。

イ 家畜排せつ物高度利用等普及地区推進

団体等は、アの事業の推進を図るため、土壌及びたい肥の分析、実証圃場の設置、普及活動等を行うものとする。

ウ 家畜排せつ物高度利用等地区協議会の開催

団体等は、アの事業の拡大・普及等を行うための地区協議会を開催するものとする。

エ 家畜排せつ物高度利用等協議会等の開催

20年度団体は、アの事業の円滑な推進を図るため、地区整備のために必要な施設等の整備に係る地区の妥当性について審議する家畜排せつ物高度利用等全国協議会等を開催するものとする。

(2) 家畜排せつ物利用拡大アドバイザー等事業

20年度団体は、家畜排せつ物の利用拡大を図るため、次に掲げる取組を行うものとする。

ア 家畜排せつ物利用普及シンポジウム等の開催

(1)のアの事業の成果を含めた家畜排せつ物の利活用に向けた先進的な取組の普及、家畜排せつ物の利活用の推進、資源循環型畜産及び畜

産環境対策の重要性等に対する理解の醸成並びに情報提供等を行うためのシンポジウム等の開催

イ 耕畜連携推進会議等の開催

家畜排せつ物の利活用のための取組及び耕畜連携の推進等に必要な耕畜連携推進会議等の開催

ウ 畜産環境アドバイザーの養成

畜産環境問題に関する指導體制の強化及び耕畜連携の推進のため、適正なたい肥化処理、汚水処理、悪臭防止並びに耕種農家のニーズに即したたい肥の生産及び施用が指導できる高度な知識の習得を目的とした指導員（畜産環境アドバイザー）研修等の実施

2 畜産環境・たい肥利活用調査支援事業

(1) 畜産環境保全特別指導事業

公募団体は、都道府県の地域における畜産環境保全及び家畜排せつ物の利用を促進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

ア 環境改善経営計画策定のための検討会の開催

イ 家畜排せつ物の利活用の促進及び畜産経営に起因する環境問題に関する現地状況の調査

ウ 家畜排せつ物処理技術の啓発・普及のための講習会の開催

エ 生産者に対する環境改善計画の作成及び計画達成のための技術面・経営面からの指導

オ 事業の推進

(2) 畜産環境保全特別指導推進事業

公募団体は、(1)の事業の円滑な推進及び全国における家畜排せつ物の利用を促進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

ア (1)の事業に係る調査等

イ (1)の事業に係る報告書等の作成及び配布

第3 事業の実施

1 施設等の整備に係る協議

(1) 第2の1の(1)のアの事業を実施しようとする団体等は、あらかじめ第2の1の(1)のエの家畜排せつ物高利用等全国協議会に対し、意見を求めるものとする。

(2) (1)により団体等から意見を求められた家畜排せつ物高度利用等全国協議会は、団体等に対し、妥当性についての審議結果を報告するものとする。

2 運営状況報告

(1) 第2の1の(1)のアの事業を実施する団体等は、事業完了後の翌年度以降5年間、整備した施設等の運営状況(ふん尿処理等)について別紙様式第1号の家畜排せつ物利活用推進事業運営状況報告書を作成し、理事長に提出するものとする。

なお、利用計画が達成されていない場合、団体等は計画不達成の要因及び計画達成に向けた方策等を内容とする改善計画を作成し、運営状況と併せて理事長に報告するものとする。

(2) 理事長は、(1)の報告について、利用計画不達成の要因が自然災害等やむを得ない事情により計画の達成が困難であると認められる場合にあっては、団体等に対し、利用計画の見直し又は中止を命ずることができるものとする。

(3) 理事長は、(1)の報告について、団体等の故意又は重大な過失により、利用計画が達成されていないと認められる場合にあっては、団体等への補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

この場合、機構は、交付の決定の取消しに係る部分に関し、団体等に対して、期限を定めて、補助金の返還を命じることができるものとする。

3 事業の要件等

第2の1の(1)のアの事業を実施する団体等は、施設を利用する畜産農家について、次に掲げる要件を満たしていることを確認するものとする。

(1) 環境と調和のとれた農業生産活動規範の実践

「環境と調和のとれた農業生産活動規範について」(平成17年3月31日付け農林水産省生産局長通知)に基づき、環境と調和のとれた農業生産活動を実践する者であること。ただし、整備した施設等を利用する事業参加者が不特定多数であるなど、事業参加者の特定が困難な場合は、この限りでない。

(2) 配合飼料価格安定制度の安定的な運営を確保するための措置

ア 「配合飼料価格安定対策事業実施要綱」(昭和50年2月13日付け農林事務次官依命通達)に定める「配合飼料価格安定基金」が定める業務方法書に基づく配合飼料の価格差補てんに関する基本契約及び配合飼料の価格差補てんに関する毎年度行われる数量契約(以下「契約」という。)の締結について、平成21年度の契約を締結している者が、引き続き平成22年度において契約を締結していること。

イ 新たに平成22年度から契約を締結している者であること。

ウ 平成21年度及び平成22年度のいずれにおいても契約を締結していない者であること。

エ 平成21年度において契約をしていた者で平成22年度において契約を

締結しなかった者にあつては、配合飼料の給与を完全に中止していること。なお、この場合にあつては、配合飼料の給与を完全に中止した理由書を添付していること。

4 事業の実施期間

この事業の実施期間は、平成22年度とする。

第4 事業の推進指導等

- 1 この事業の事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携に努め、この事業の円滑な推進を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、事業の円滑な推進を図るため、この事業の目的、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業実施主体に対する指導、監督を行うものとする。

第5 機構の補助等

機構は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

第6 補助金交付の手續等

1 補助金の交付申請等

事業実施主体は、この事業に係る補助金の交付を受けようとする場合には、理事長が別に定める期日までに別紙様式第2号の家畜排せつ物利活用推進事業補助金交付申請書を作成の上、理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合には、あらかじめ別紙様式第3号の家畜排せつ物利活用推進事業補助金交付変更承認申請書を作成し、1の手續に準じて理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るため必要があると認めた場合は、第2の1の(1)のアの事業については出来高に応じて、その他の事業については、交付決定額の80%を限度とし、それぞれ補助金の概算払をすることができるものとする。

(2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第4号の家畜排せつ物利活用推進事業補助金概算払請求書を作成し、理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業を完了した日から起算して1カ月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに、別紙様式第5号の家畜排せつ物利活用推進事業実績報告書を作成の上、理事長に提出するものとする。

また、第2の1の(1)のアからウ及び第2の2の(1)の事業実施主体にあつては、併せて当該実績報告書の写しを都道府県知事に送付するものとする。

第7 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、機構に対して第6の1の補助金交付申請書を提出するに当たり、補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する仕入れに係る地方消費税率を乗じて得た額との合計額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請するものとする。ただし、申請時において事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りではない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第6の4に係る事業実績を報告するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告するものとする。
- 3 事業実施主体は、1のただし書きにより補助金の交付申請をした場合において、第6の4の事業実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により事業経費に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合は、別紙様式第6号の家畜排せつ物利活用推進事業に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を、機構に返還しなければならない。

第8 帳簿等の整備保管等

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を

明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。

なお、その保管期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第9 報告及び調査

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、理事長が別に定めるものとする。

附 則（平成20年3月31日付19農畜機第4919号）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日付20農畜機第3471号）

この要綱の改正は、平成20年12月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日付20農畜機第5066号）

この要綱の改正は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年4月23日付け21農畜機第5365号）

この要綱の改正は、平成22年4月23日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

<p>2 畜産環境・たい肥利活用調査支援事業 (1) 畜産環境保全特別指導事業</p>	<p>公募団体が、家畜排せつ物の利活用に関する普及・啓発等を行うのに要する経費 ア 環境改善経営計画策定のための検討会の開催 イ 家畜排せつ物の利活用の促進及び畜産経営に起因する環境問題に関する現地状況の調査 ウ 家畜排せつ物処理技術の啓発・普及のための講習会の開催 エ 生産者に対する環境改善計画の作成及び計画達成のための技術面・経営面からの指導 オ 事業の推進</p>	<p>定 額</p>
<p>(2) 畜産環境保全特別指導推進事業</p>	<p>公募団体が、(1)の事業の円滑な推進を図るため、実態調査、資料等の収集、取りまとめ等を行うのに要する経費 ア (1)の事業に係る調査等 イ 報告書等の作成及び配布</p>	<p>定 額</p>

別紙様式第1号(団体等→機構)

家畜排せつ物利活用推進事業運営状況報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年度において、実施した独立行政法人農畜産業振興機構が実施している畜産業振興事業の一つである家畜排せつ物利活用推進事業要綱第2の1の(1)のアの事業の自己評価について、家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱第3の2の(1)の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

(単位：t)

区分	現状 (前年度)	初年度 (〇〇年 度)	2年度 (〇〇年 度)	3年度 (〇〇年 度)	計	備考
ふん尿の 処理量						
副産物等又 はたい肥生 産量						
畜産農家 仕向量						
耕種農家 仕向量						
計						

※上段は計画値、下段は実績値を記入すること

2 添付書類

(注) 数値の積算等の根拠を示す。

別紙様式第2号（団体等・20年度団体・公募団体→機構）

平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長

殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

平成 年度において、家畜排せつ物利活用推進事業（※対象となる事業名を記入）を下記のとおり実施したいので、家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

（注）申請書の記載は、事業ごとに次に掲げる様式とする。

- 様式 2-1-（1）家畜排せつ物高度利用等確立事業（第2の1の（1）の
アの取組）
2-1-（2）家畜排せつ物高度利用等確立事業（第2の1の（1）の
イからウの取組）
2-1-（3）家畜排せつ物高度利用等確立事業（第2の1の（1）の
エの取組）
2-2 家畜排せつ物利用拡大アドバイザー等事業
2-3 畜産環境保全特別指導事業
2-4 畜産環境保全特別指導推進事業

様式2-1-(1) 家畜排せつ物高度利用等確立事業（第2の1の(1)のアの取組）（団体等→機構）

1 事業の目的

2 事業実施主体の概要

事業実施主体名	所在地	資本構成・比率 (%)	事業内容	沿革	役員及び氏名	その他参考事項

注 事業実施主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

3 事業の内容及び経費の配分

既施設・機械等の概況			設置しようとする施設・機械等の内容				単価	事業費	負担区分		
種類	台数	性能・形式等	補助区分	種類	面積又は台数	性能・形式等			機構補助金	県(都道府)費	その他
	m ² (台)		補助対象		m ² (台)	(施設ごとに詳しく)	円	円	円	円	円
小計①											
			補助対象外								
小計②									—		
総事業費 (①+②)											

(注) 種類欄は、実施要綱別表1に定める補助対象施設の種類を明らかにすること。

4 構成畜産農家戸数及び飼養頭数等

育種	戸数	頭数	搬入量 (トン/年)
計			

5 構成耕種農家戸数及び作付面積等

作目	戸数	作付面積 (ha)	受入量 (トン/年)
計			

6 利用計画

(単位：トン)

	現 状 (前年度)	初年度 (00年度)	2年度 (00年度)	3年度 (00年度)	備 考
ふん尿の処理量					
副産物等生産量					
たい肥生産量					
畜産農家仕向量					
耕種農家仕向量					
計					

7 添付書類

- (1) 定款及び業務方法書
- (2) 直近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書
- (3) 家畜排せつ物高利用等全国協議会の意見書等

様式 2-1- (2) 家畜排せつ物高度利用等確立事業
(第 2 の 1 の (1) のイからウの取組) (団体等→機構)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙の「平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業(家畜排せつ物高度利用等確立事業)実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合計				

4 事業実施期間

5 添付書類

(1) 定款及び業務方法書

(2) 直近の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書

様式 2-1-(2) の別紙

平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業
(家畜排せつ物高度利用等確立事業) 実施計画

1 家畜排せつ物高度利用等普及地区推進 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

2 家畜排せつ物高度利用等地区協議会の開催 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

3 事業の推進 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

様式 2-1- (3) 家畜排せつ物高度利用等確立事業
(第2の1の(1)のエの取組)(20年度団体→機構)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙の「平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業(家畜排せつ物高度利用等確立事業)実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合計				

4 事業実施期間

5 添付書類

(1) 定款及び業務方法書

(2) 直近の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書

様式 2-1-(3) の別紙

平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業
(家畜排せつ物高度利用等確立事業) 実施計画

1 全国協議会の開催 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

2 事業の推進 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

様式 2-2 家畜排せつ物利用拡大アドバイザー等事業
(第2の1の(2)の事業)(20年度団体→機構)

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙の「平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業(家畜排せつ物利用拡大アドバイザー等事業)実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位:円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合計				

4 事業実施期間

5 添付書類

- (1) 定款及び業務方法書
- (2) 直近の事業(業務)報告書及び事業(業務)計画書

様式 2 - 2 の別紙

平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業
(家畜排せつ物利用拡大アドバイザー等事業) 実施計画

1 家畜排せつ物利活用普及シンポジウム等の開催 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

2 耕畜連携推進会議等の開催 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

3 畜産環境アドバイザーの養成 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

4 事業の推進 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

様式 2-3 畜産環境保全特別指導事業（第2の2の（1）の事業）
（公募団体→機構）

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙の「平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業（畜産環境保全特別指導事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 （単位：円）

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合計				

4 事業実施期間

5 添付書類

（1）定款及び業務方法書

（2）直近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

様式 2 - 3 の別紙

平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業
(畜産環境保全特別指導事業) 実施計画

1 環境改善経営計画策定のための検討会の開催 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

2 現地状況の調査 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

3 講習会の開催 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

4 生産者に対する指導 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

5 事業の推進 (単位：円)

内容	事業費	算出根拠
計		

様式 2-4 畜産環境保全特別指導推進事業（第2の2の（2）の事業）
（公募団体→機構）

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙の「平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業（畜産環境保全特別指導推進事業）実施計画」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分 (単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合計				

4 事業実施期間

5 添付書類

(1) 定款及び業務方法書

(2) 直近の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

様式 2 - 4 の別紙

平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業
(畜産環境保全特別指導推進事業) 実施計画

1 第2の2の(1)の事業に係る調査等 (単位:円)

内容	事業費	算出根拠
計		

2 報告書の作成及び配布 (単位:円)

内容	事業費	算出根拠
計		

3 事業の推進 (単位:円)

内容	事業費	算出根拠
計		

別紙様式第3号

平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業
(※対象となる事業名を記入) 補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった家畜排せつ物利活用推進事業 (※対象となる事業名を記入) の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 別紙様式第2号の記に準じるものとし、補助金の交付決定のあった事業の内容及び経費の配分等と変更後の事業の内容及び経費の配分等が容易に比較対照できるように、変更部分を二段書きにし、変更前を上段に () 書きで記載すること。

また、添付書類については、補助金交付申請時に添付したものに変更がある場合は、新たに添付すること。

別紙様式第4号

平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業
(※対象となる事業名を記入) 補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長

殿

住 所
団 体 名
代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知
のあった家畜排せつ物利活用推進事業 (※対象となる事業名を記入) について、
家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱第6の3の(2)の規定に基づき、下記
のとおり金 円を概算払により支払われたく請求します。

記

(注) 申請書の記の記載は、事業ごとに次に掲げる様式とする。

- 様式 4-1 第2の1の(1)のアの事業(団体等)
4-2 その他の事業(20年度団体、公募団体)

様式 4-1 第2の1の(1)のアの事業(団体等)

1 補助金概算払請求額

補助事業に 要する経費	うち機構 補助金 (A)	既受領額(B)		今回請求額(C)		残額(A)-(B+C)		事業完了 予定年月日	備考
		金額	出来高	金額	月 日まで 予定出来高	金額	月 日まで 予定出来高		
円	円	円	%	円	%	円	%		

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

4-2 その他の事業（20年度団体、公募団体）

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (平成 年 月 日現在)			既概算払 受領額 ②×% =④	今回概算 払請求額 ②×% -④	備考
	事業費 ①	機 構 補助金 ②	事業費 ③	機 構 補助金	事業費 出来高 ③/①			
	円	円	円	円	%	円	円	
計								

(注) 事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

〇〇銀行 〇〇支店 〇〇預金 口座名義〇〇〇〇 口座番号〇〇〇〇

別紙様式第5号

平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業
(※対象となる事業名を記入) 実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構

理事長 殿

住 所

団 体 名

代表者氏名

印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった家畜排せつ物利活用推進事業 (※対象となる事業名を記入) について、下記のとおり実施したので、家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱第6の4の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

- (注) 1 1から3は、別紙様式第2号の記に準じるものとする。
- 2 3について、実績額の上段に計画額を()書きし、計画と実績が比較できるようにすること。
 - 3 第2の1の(1)のアの事業にあっては、次に掲げる資料を添付するものとする
- ア 施設管理運営規定
- イ 当該施設の出来高設計書(設計を伴わない機械施設等の整備の場合は、当該機械施設等の請求書若しくは領収書及び設置が確認できる写真等)

4 事業に係る精算額 (単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業開始及び完了年月日

平成 年 月 日～平成 年 月 日

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙様式第6号

平成 年度家畜排せつ物利活用推進事業（※対象となる事業名を記入）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

平成 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあつた家畜排せつ物利活用推進事業（※対象となる事業名を記入）について、家畜排せつ物利活用推進事業実施要綱第7の3の規定に基づき下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税相当額金 円を返還します。

記

- 1 家畜排せつ物利活用推進事業補助金の額の確定額
(平成 年 月 日付け 農畜機第 号による額の確定通知額)
金 円
- 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
金 円
- 4 補助金返還相当額（3－2）
金 円

(注) 内訳資料、その他参考となる資料等を添付すること。